

お知らせ

地域防災マネージャーの募集

町では令和8年4月1日採用予定の職員採用試験を実施します。災害時に町民の命を守ることを第一に考え、新たな一歩を踏み出す勇気のある職員を求めています。

【地域防災マネージャー（任期付職員）】

▼募集人員 1名

▼受験資格 次のいずれにも該当する人

（1）内閣府が証明する地域防災マネージャーの資格を有している人

（2）国見町内または国見町役場から30km以内に居住している人

（3）普通自動車免許を取得している人

▼募集期間 9月30日（金）まで（郵送の場合は9月26日（金）の消印分まで）

▼一次試験日 書類審査のみ

▼二次試験日 一次試験合格者

格者に通知します。

▼試験方法（一次）履歴書、職務経歴書による書類選考（二次）作文、面接

▼申込用紙請求 総務課で交付。郵便で用紙を請求する場合「地域防災マネージャー採用試験申込用紙」と朱書きし、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を必ず同封。

☎ 585-2112

国家公務員「税務職員採用試験」（高校卒業程度）

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

▼受験資格（1）令和7年4月1日において高校または中等教育学校を卒業後3年を経過していない者及び令和8年3月までに高校または中等教育学校を卒業する見込みの者（2）人事院が（1）に掲げる

者に準ずると認める者

▼受験申込受付期間 6月13日（金）から6月25日（金）まで

▼受験申込方法 インターネット申し込みとなります。（国家公務員試験採用情報NAVIGAR）

▼第1次試験日 9月7日（日）

☎ 022-263-1111（内線3236）



税務職員採用試験概要

「しあわせ金婚夫婦」を募集します

結婚50年を迎えたご夫婦に対して、「しあわせ金婚夫婦表彰」を行います。「しあわせ金婚夫婦表彰」はご夫婦の金婚式を祝福し、賞状とおしどり金メダルを贈呈するものです。▼対象者 昭和50年に結婚し、50年を迎えた夫婦または、前回までに「しあわせ金婚夫婦

表彰」の申し込みをしなかった金婚夫婦。

▼申込方法 国見町社会福祉協議会に備え付けの申込用紙に必要事項を記入のうえ、国見町社会福祉協議会に提出してください。

▼受付期間 7月4日（金）まで

▼表彰伝達 9月の敬老の日を中心に賞状とおしどり金メダルを贈り表彰します。

☎ 585-3403

放送大学入学生募集

放送大学では、10月入学生を募集しています。

幅広い世代の約8万4千人の学生が大学卒業や学びの楽しみなど、さまざまな目的で学んでいます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の授業科目があり、テレビやインターネットで1科目から学ぶことができます。

出願期間は、8月29日（金）まで（第1回）・9月11日（金）まで（第2回）

☎ 024-921-7471

令和7年度給水装置工事主任技術者試験

令和7年度給水装置工事主任者試験が次のとおり行われます。

▼日程 受験願書受付期間6月2日（金）から7月4日（金）試験日 10月26日（日）

▼受験料 2万1300円

▼受験資格 給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する方

申込方法及び詳細については公益財団法人給水工事技術振興財団ホームページをご覧ください。

☎ 03-6911-2711

水道管の水漏れ発見にご協力ください

町では、毎年専門業者に委託して漏水調査を実施し、漏水の発見・調査に努めています。引き続き貴重な水を無駄にしないためには皆さまの協力が不可欠です。もし、「いつもと比べて自

県環境創造センターHP

福島県環境創造センターでは、身近な河川などでの水生生物による水質調査を通じて、水環境に親しんでもらうため、毎年せせらぎスクール推進事業を実施しています。市民団体などに参加を呼びかけ、申し込みした団体に対して水生生物調査に必要な資材を無償で提供します。詳しくはホームページをご覧ください。

☎ 0247-6116129

水生生物調査に必要な教材を無償提供

（夜間休日）

☎ 090-2796-5300

☎ 585-2997

☎ 090-2796-5300

（夜間休日）

戸籍に氏名のフリガナが記載されます フリガナの通知ハガキを必ず確認しましょう！



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」



法改正により、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります。6～8月下旬にかけて本籍地の市区町村から、戸籍に記載予定のフリガナが記載されたハガキが届きますので、必ず内容をご確認ください。

☎ 0570-05-0310

まずは！

通知ハガキが届いたらフリガナを確認！

フリガナが
正しかった場合

届出は不要です！
何もしなくて大丈夫！

正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、ハガキに記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。



フリガナが
誤っていた場合

正しいフリガナの届出が必要です！

Q1 どうやって届出するの？

A 5月26日～来年5月25日の1年間の間に、以下の方法で届出してください。

- ①本籍地もしくは居住する市区町村の窓口へ届出
 - ②本籍地の市区町村へ郵送
 - ③オンライン（マイナポータル）での届出
- ※オンラインでの届出は直接窓口に行く必要がないため大変便利です。



Q2 誰が届出することができるの？

A 姓のフリガナと名のフリガナの届出を行う必要があり、届出ができる人が異なります。名のフリガナの届出人は本人で、姓のフリガナの届出人は、原則として戸籍の筆頭者となります。配偶者などの在籍者と十分にご相談ください。また、15才未満の人は親権者が届出をすることになります。



Q3 届出しないとどうなるの？

A 届出をしない場合、来年5月26日以降、ハガキに記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。通知されたフリガナが誤っている場合は、必ず届出をしてください。

！ 詐欺にご注意ください

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則や罰金はありません。



制度の詳細はこちら